

令和7年2月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和7年 3月 6日(木) 開会 午前10時
閉会 午前11時40分

場所 第9委員会室

出席委員 小川直志委員長
深谷顕史副委員長
須賀昭夫委員、尾花瑛仁委員、横川雅也委員、永瀬秀樹委員、岡地優委員、高橋政雄委員、小森克己委員、松坂喜浩委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
吉澤隆県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、
中須賀淳参事兼河川砂防課長、加来卓三県土整備政策課長、
坂田竜也県土整備政策課政策幹、木村暢宏建設管理課長、
赤沼知真用地課長、飯塚雅彦道路街路課長、吉岡一成道路環境課長、
田島清志河川環境課長

関口圭市収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]
伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市整備部副部長、
若林昌善都市整備部副部長、齊藤浩信都市整備政策課長、
石川修都市計画課長、小野寺貴郎市街地整備課長、武田敦弘産業基盤対策幹、
遠井文大公園スタジアム課長、金澤圭竹建築安全課長、山田暁子住宅課長、
榎本恒彦営繕課長、小久保賢一設備課長

北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、豊野和美下水道管理課長、
水橋正典下水道事業課長

宮嶋県営競技事務所副所長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第34号	さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例	原案可決
第35号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第36号	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	原案可決
第37号	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決

第49号	訴えの提起	原案可決
第50号	訴えの提起	原案可決
第55号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について	原案可決
第65号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち県土整備部関係、都市整備部関係及び下水道局関係	原案可決
第73号	令和6年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第74号	令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第80号	令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決

2 請願
なし

報告事項（都市整備部及び下水道局関係）

大宮スーパー・ボールパーク基本計画（エリア全体）案について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

須賀委員

急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について伺いたいが、県内には急傾斜地が数多くあると思うが、県はどのような箇所から対策に取り組んでいくのか、教えていただきたい。

参事兼河川砂防課長

こういった急傾斜地を含む土地の管理については、土地基本法により、土地所有者等に責務があるとされており、このような急傾斜地であっても、その対策は土地の所有者等が行うことが基本となっている。ただし、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、土地所有者等において対策工事を行うことが困難な場合に限り、県が土地所有者に代わって対策工事を行うことができるとされている。これを踏まえ、県においては、避難場所や要配慮者利用施設が立地し、また、斜面勾配が30度以上、斜面高さが10メートル以上で、公共施設又は人家10軒以上の保全対象がある急傾斜地について、優先的に事業を実施しているところである。なお、この際、地元市町村からの事業費の一部負担また土地所有者からの事業用地の寄附などの条件が整った箇所について、事業を実施することとしている。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

須賀委員

- 1 第34号議案さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例についてであるが、利用料金が上がることによって、今後の施設の稼働率に対する影響はどのように想定しているのか伺う。
- 2 49号議案訴えの提起についてであるが、対象者3名いるが具体的にどのような対応を今まで取ってきたのか、御説明いただきたい。
- 3 第50号訴えの提起についての不正入居なのだが、過去に不正入居者に対して明渡し訴訟を提起したことがあるのか伺う。

都市整備政策課長

- 1 利用料金の改定の検討に当たっては、施設稼働率への影響も考慮しているところである。具体的には、利用者離れが生じて稼働率が下がらないよう、競合施設との均衡を考慮した利用料金として設定しており、競争性が担保できるように留意をしているところである。また、一律に利用料金を上げてしまうと、イベント開催の需要が比較的高くない平日の利用も敬遠されるなど、稼働率に影響が出る可能性もあるということで、そのため、料金の改定に当たっては、休日の利用料金を値上げする一方、平日の利用料金は据え置きをしているところである。このように、競合施設との均衡や需要に応じたメリハリをつけた利用料金改定を行うことによって、施設稼働率への影響を最小限に抑えるよう留意するところである。

住宅課長

- 2 まず、番号1の方、こちらは夜間早朝に訪問しても接触ができず、電話や手紙で連絡を試みるも全く反応がない状況である。電気、水道、ガスのメーターや郵便ポストの状況から、当該県営住宅に居住していない様子で、居所不明となっている。続いて、番号2の方である。こちらはショートメールでの連絡には応じている。県営住宅には居住しておらず、知人の家に身を寄せているとのことであるが、居所は不明である。滞納家賃の納付や過去の退去の約束をしていただくのであるが、いまだ履行いただけていない。そして、番号3の方である。訪問した際に、在宅していても居留守を使うなどして、接触を拒まれている。電話連絡にも応じていただけない。早朝、夜間を含めた張り込みなどにより、同居の長女と接触することができ、名義人の年金が入ったら払うなど、滞納家賃の納付を約束いただくものの、いまだ履行されていない状況である。
- 3 直近では令和3年度と4年度にそれぞれ1件ずつ、不正に不法占有者に対して訴訟を実施している。いずれも勝訴の判決を得て、強制執行や自主退去により、住宅を明け渡させている。

須賀委員

今説明いただいた中で、49号議案であるが、今の説明だと3人のうち2人は住居に住んでいる、1人目は住んでいないのであろうか。これで裁判に勝訴した後は、どのようにこの後進めていくのかを、説明いただけるか。

住宅課長

裁判に勝訴した後は、強制執行により住宅の明渡しを行う。なお、家財道具など裁判所

の執行官立会の下、業者が運び出して処分することになっている。

委員長

審査の途中であるが、おおむね60分が経過したので暫時休憩する。

なお、再開は11時4分とする。 (10:54)

(休 憩)

委員長

ただ今から、委員会を再開する。

(11:05)

ほかにあるか。

尾花委員

- 1 35号議案だが、事務処理特例に関するもので確認であるが、今回都市計画法の開発許可権限を有する全部の市町村が権限移譲を受ける形なのかを確認させていただきたい。
- 2 65号の方だが、都市整備部の方で、まず補正予算で繰越明許で約29億円が計上されているが、主な繰越し理由及び縮減のためにどのような対策を行ったか、例年と比較しての評価等あれば、そこもお答えいただきたい。
- 3 補正予算のうち下水道局分で、資本的支出で建設改良費が当初予算から比較して約72億円減額となっているので、この理由を伺う。
- 4 国の経済対策を受けて、流域下水道ではどのような事業を実施することとしているかお聞かせいただきたい。
- 5 流域下水道関係の一般会計からの繰出金に関しては、今回補正で何の部分の減額になっているのかというのを確認させていただきたい。
- 6 収益的収支の収支を見ると約45億円赤字となっているが、経営上の見解を伺いたい。

都市計画課長

- 1 今回権限移譲する市町村は24市町村である。内容を説明させていただくと、都市計画法の開発許可を受けたものに係る盛土規制法移譲事務の対象となる市町村の数は47である。63ある市町村のうち、政令市、中核市は盛土規制法の権限を持っている。この4がまず対象外になっている。それと、県が都市計画法の開発許可権限を持っている12、これも移譲の対象外となっている。63のうち政令中核の4と、県が許可を持っている12を引いた47が対象となっている。この47のうち、今回は24の市町村へ権限を移譲するものである。

都市整備政策課長

- 2 都市整備部では、土地区画整理再開発関連事業においては5億6,842万8千円、公園関連事業においては18億9,676万1千円、その他の事業については4億5,296万6千円で設定しているところであるが、繰越しの主な理由であるが、土地区画整理・再開発関連事業においては、関係地権者等が多数存在し移転補償交渉等に不測の日数を要したことが挙げられる。また、公園関連事業については、県営公園の維持管理整備を行うものであるが、案件、現場の数が多い、関係者、関係団体も多いため調整等に不測の日数を要したことが主な繰越しの理由である。都市整備部においては、当年度

で事業を執行して繰越明許費を縮減するため、前年度にゼロ債務負担行為を設定した工事を発注したりであるとか、当年度の第1四半期内の工事及び委託の早期発注による施工時期の平準化を図っている。具体的には、工事平準化率90%以上及び委託の第4四半期の期日を40%以下の目標に設定しているところであるが、これらの目標の達成に向けては、都市整備部公共事業円滑化委員会で年3回実施するとともに、四半期ごとに執行状況を把握して進捗管理等を行っているところである。スケジュール感を持って事業執行を促しているところであり、例年との比較であるが、令和6年度においては、平準化率が83%になり、効果としては明許繰越しの設定額が5年度は約38億円であったが、令和6年度は約29億円と約9億円の縮減ができたところである。

下水道事業課長

- 3 国庫補助金の当初の内示額が、当初予算で見込んでいた額に対して事業費ベースで約87億円の減額であったということが減額として挙げられる。その一方で、県の単独事業に関しては、現場の状況を踏まえた工事内容の見直しなどにより、約4億円の増額が生じたということと、あと国の経済対策で国土強靱化関係の予算を頂いて、事業費ベースで約11億円が追加計上されたというところがある。これら減額分と増額分を差し引きし、約72億円の減額の補正をお願いさせていただいているものである。
- 4 国の経済対策として、事業費で約11.3億円を追加で計上させていただいており、災害対策ということで下水道施設の耐震化であるとか耐水化対策、これらで約3.8億円、それから下水道の設備の老朽化対策ということで、これらで約7.5億円を計上させていただいて、こうした対策を進めることとしている。

下水道管理課長

- 5 一般会計からの補助金については、総務省の基準に基づき繰り入れている。その大部分は企業債の元利償還金に対する繰入れであり、繰入金全体に占める割合は約89%となっている。今回の補正での減額の主な要因であるが、一つ目は、不老川事業と、それから高度処理経費について、電気料及び薬品費の使用実績が当初の見込みを下回ったことにより、約1億3,600万円の減額となっている。また、主な理由の2点目であるが、令和5年度末に借入れを行った企業債の借入利率が、当初の見込みを下回ったことなどにより、この部分で約9,700万円の減額となっている。
- 6 維持管理に係る収入、支出である収益的収入と収益的支出を差し引きすると、2月補正後の予算では約45億円の赤字となるが、この令和6年度の赤字額については、これまでの黒字の累積である繰越利益剰余金で補填をする。エネルギー価格の高止まりや物価高騰などにより厳しい経営環境が続いているほか、1月28日に発生した八潮市の道路陥没事故に対応する多額の支出も見込まれ、下水道事業の継続に大きな影響が出る可能性があることに、強い危機感を持っている。一方で、収益の半分を占めるのが維持管理負担金であるが、こちらは、令和7年度から、荒川左岸南部など大規模な3流域の単価を増額改定するため、今後収支は改善すると見込んでいる。

小森委員

34号議案のさいたまスーパーアリーナ条例の改定についてのところで質問させていただきたい。先ほどの須賀委員の質問とも重なるところがあるが、今回の料金改定で上限額を見直すということであるが、スタジアムであるとかメインアリーナであるとか、主たるところは県民料金、一般利用とも平日が約15%、土日休日が5から7割程度価格が引き

上げられている。料金の算出根拠であるが、先ほど競合との比較というような話もあったが、もう少し詳しくそのこのところを教えてください。

都市整備政策課長

料金については、条例の方で上限額を定めており、その額以下で指定管理者が知事の承認を得て設定しているところである。平成30年度の利用料金改定で、利用料金と条例の上限額との差がなくなっている状態であり、以降施設の維持管理であるとか、運営にかかるコストが年々上昇しており、施行日の令和9年度には、コスト上昇額が年間約5億円になると見込まれる。必要な経費を確保するためには、増収を図る必要があり、今回の必要な経費の確保と、あわせて、競合施設の均衡を平日土日のイベント開催の需要を、こちらでも考慮して、今回の料金の改定案を検討したものである。土日の改定の算出であるが、一例であるが、メインアリーナについては、実際の利用料金を、イベント開催の需要が高い土日の利用料金を40%程度値上げをしたいと思っている。さらに改定後の利用料金に対して、将来のコスト上昇に対応するため、こちら上限額の設定があるので、20%上乗せした金額を条例の上限額として設定しており、結果的に土日の改定率が約67%となったものである。平日については、イベント開催の需要が比較的高くないため、今回、実際の利用料金については改定を行わないが、現在の利用料金に対して、同じく20%を上乗せした金額を条例の上限額とした結果、条例の上限額の改定率が約15%となったものである。

他の施設、近隣のさいたまスーパーアリーナの同種同規模の施設、例えば横浜アリーナなどとも利用料金の比較等も行っており、実際、現在は横浜アリーナよりも低い状況なっているところだが、改定後は横浜アリーナを上回るところもあるが、そちらについては、十分均衡がとれている範囲だというふうに判断をしているところである。

松坂委員

議案の37号であるが、いわゆるバリアフリートイレに関する条例改正であるが、資料でいくと設置数算定上は0という数字になるが、これが基本的には建築物に1以上設置という、これは当然のことだと思うが、今後そのあと1,000平米以上に関して、原則階ごとに1以上と書いてあるが、上の方の表の中には1,000平米超えの場合は2以上と別途基準があるというふうに表記されているが、結構1階2階より複数階になると、やはりどこまで設置をするのかということが求められてきたりするので、この別途基準というのはどのようなものなのか、それだけ確認させていただきたい。

建築安全課長

こちらの特別特定建築物において、改正後に階ごとに1以上というふうに、これまでの建築物に1以上から規制が強化されるが、建物の規模に応じては、必要以上の便房の数が求められることから、10,000平米以上については2以上等の別途の基準を設けている。

委員長

答弁がちょっと違うと思うが。もう一度、松坂委員、質問を確認していただきたい。

松坂委員

別途基準というのはどういうものかということ、伺ったところである。

建築安全課長

別途基準の詳細については、10,000平米を超え、40,000平米以下の建築物については、2か所以上、40,000平方メートルを超えると、20,000平方メートルごとに1か所を追加するという規定がなされている。

【付託議案に対する討論】

なし